

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道感染症診査協議会条例(平成 11 年北海道条例第 1 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、北海道感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、協議会に次の部会を置く。

- (1) 感染症部会
- (2) 結核部会

(所掌事項)

第 3 条 感染症部会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 24 条第 3 項各号に掲げる事務(次項に規定するものを除く。)を行う。  
2 結核部会は、法第 24 条第 3 項各号に掲げる事務(結核に係るものに限る。)を行う。

(部会の組織)

第 4 条 感染症部会は、委員 6 人以内で組織する。  
2 結核部会は、委員 5 人以内で組織する。

(部会の会議)

第 5 条 部会の会議は、保健所長が招集する。  
2 部会は、3 人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。  
4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会長への委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

北海道感染症診査協議会条例（平成 11 年 3 月 15 日条例第 1 号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 24 条第 6 項の規定に基づき、道の保健所に設置する感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会は、委員 11 人以内で組織する。 2 委員の任期は、3 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 3 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 (略) 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3 (略) 4 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第 7 条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。 4 部会長は、部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 6 協議会は、部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、道の保健所に設置する感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置の特例)</p> <p>第 2 条 法第 24 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる保健所について一の協議会を置く。 (1) 江別保健所及び千歳保健所 (2) 倶知安保健所及び岩内保健所 (3) 浦河保健所及び静内保健所 (4) 北見保健所及び網走保健所 (5) 根室保健所及び中標津保健所</p> <p>(名称)</p> <p>第 3 条 協議会の名称は、「感染症診査協議会」の上にその置かれた保健所の名称（前条の規定により置かれた協議会にあっては、同条に掲げる保健所の名称）を冠するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 協議会は、委員 6 人以内で組織する。 2 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 3 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第 5 条 協議会に会長を置く。 2 会長は、委員が互選する。 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 協議会の会議は、保健所長が招集する。 2 協議会は、3 人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。</p>

新	旧
<p>(規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(会長への委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>